

北海道日高振興局告示第41号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法律第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第30号の潜水器漁業(日高振興局管内沖合海域)につき、北海道漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定めた。

令和2年12月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						備 考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格	
潜水器漁業(うに)	日海共第15号共同漁業権漁場区域	きたむらさきうに 4月1日から9月14日まで及び 11月1日から翌年3月31日まで	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:1隻)	—	ア 日高振興局管内に住所を有する者であること。 イ 操業区域内に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者であること。	
		えぞばふんうに 4月1日から8月31日まで及び 11月1日から翌年3月31日まで				
同 上	日海共第13号共同漁業権漁場区域	同 上	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:6隻)	—	同 上	
同 上	日海共第11号共同漁業権漁場区域	同 上	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:12隻)	—	同 上	
同 上	日海共第 9号共同漁業権漁場区域	同 上	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:7隻)	—	同 上	
同 上	日海共第 9号共同漁業権漁場区域 及び浦河港周辺区域	同 上	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:3隻)	—	ア 日高振興局管内に住所を有する者であること。 イ 操業区域内に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者であること。 ウ 浦河港周辺区域において操業する場合は、当該港湾管理者の同意を得た者であること。	
同 上	日海共第 7号共同漁業権漁場区域	同 上	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:5隻)	—	ア 日高振興局管内に住所を有する者であること。 イ 操業区域内に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者であること。	
同 上	日海共第 5号共同漁業権漁場区域	同 上	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:3隻)	—	同 上	
同 上	日海共第 3号共同漁業権漁場区域	同 上	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:28隻)	—	同 上	
同 上	日海共第 1号共同漁業権漁場区域	同 上	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:3隻)	—	同 上	
潜水器漁業(なまこ)	日海共第11号共同漁業権漁場区域	なまこ 4月1日から翌年3月31日まで	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:2隻)	—	同 上	

制限措置						備 考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格	
潜水器漁業(いがい、えむし、なまこ)	日海共第 7号協同漁業権漁場区域	いがい	4月1日から翌年3月31日まで	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:3隻)	—	同 上
		えむし	4月1日から翌年3月31日まで			
		なまこ	4月1日から翌年3月31日まで			